

令和3年1月21日

令和3年1月21日から令和3年2月7日までの利用制限等について

福島県で発出している緊急対策期間における不要不急の外出自粛を受けて、南相馬市の要請により、当会館は利用制限等について以下の対策を行います。

- 1 期 間：令和3年1月21日（木）から令和3年2月7日（日）
- 2 対象施設：大ホール、多目的ホール、ギャラリー、練習室1～5、スタジオ
- 3 利用制限等
 - （1）午後8時以降の施設利用の新規予約については、受け付け致しません。
 - （2）既に予約されている午後8時以降の利用者については、利用の中止や時間短縮を検討してください。
 - （3）午後8時以前の時間帯の利用についても、外出自粛の趣旨に照らして利用の必要性を再度検討してください。
 - （4）期間内の利用において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由として、利用を中止または時間短縮する場合については、該当する利用料金を全て返還いたします。
 - （5）施設を利用する際は、施設利用ガイドラインの遵守を徹底してください。

詳細は、「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間における市有施設の利用制限について」をご確認ください。

南相馬市民文化会館 ゆめはっと